

保育闘争委員会ニュース 公的保育を守り拡充させよう

2012年
8月24日(金)
第84号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

東京自治労連保育闘争委員会開催

新システム関連法の評価と運動方向議論

8月22日に東京自治労連第32回保育闘争委員会を全員の出席のもとに開催しました。8月10日に成立した子ども・子育て新システム関連法が保育にもたらす影響について意見交換するとともに、東京自治労連のアピールを出すこと、次回の闘争委員会で新システムとのたたかひの総括を行うこと、今後の運動の基本方向について議論しました。

今後の運動の基本方向については、

- ① 認可保育所と直接契約の施設が併存するもとの、市町村の保育実施義務を堅持させ公的保育として拡充させていくのか、市町村が保育の実施義務を希薄化・投げ捨て市場化を進めるのか、二つの道が鋭く問われるもとの、改めて公的保育を守り拡充する取り組みを強めること。
- ② 法律の施行に向け、施設の種類毎の人員や施設基準・給付額、保育料など重要な事項が政省令に委ねられており、政府に向けたたたかひを強めること。
- ③ 東京都と区市町村に対する取り組みを強めること。
- ④ 公立保育園の民営化が新たな広がりを見せていることも踏まえ、子どもたちの豊かな成長を支える保育と認可保育園増設による待機児童解消をもとめ、地域から豊かに共同を広げていくこと等を議論しました。次回は10月4日。

新システム関連法の保育への影響

子ども・子育て新システム関連法が、保育にどんな影響を与えるかなどを整理してみました。

1、複雑な体系

法改正によって、以下のような施設等の構成となり、より複雑な体系となり、所管も内閣府、厚生労働省、文部科学省に分かれる。

- ・ 幼稚園 (3~5歳児)
- ・ 認定子ども園 (0~5歳)
 - ① 幼保連携型認定子ども園
 - ② 幼稚園型認定子ども園
 - ③ 保育所型認定子ども園 (企業参入可)
 - ④ 地方裁量型認定子ども園 (企業参入可)
- ・ 認可保育所 (0~5歳 20人以上)
- ・ 地域型保育 (地域型保育給付の対象)
 - ① 小規模保育 (6~19人)
 - ② 家庭的保育 (5人以内)
 - ③ 居宅訪問型保育 (ベビーシッター)
 - ④ 事業所内保育

2、認可保育所と直接契約の施設の併存

市町村の保育実施義務にもとづく認可保育所と直接契約の施設 (認定子ども園、地域型保育) が併存することとなる。市町村は認可保育所に入れない子には直接契約の施設を紹介すればこ

と足れりとの傾向や公立保育所の民営化が広がりかねない。また、全面的な直接契約制度の導入＝市町村の保育の実施義務の解体の攻撃が先々政府によってねられる可能性が大きい。新制度は様々な問題と矛盾を抱えており、保護者・保育者等の要求を踏まえ、市町村の保育実施義務にもとづく公的保育を守り拡充する運動の強化が求められる。

3、保育への差別の導入

認可保育所の面積や人員の基準と違う地域型保育が制度化され、保育の内容と水準に差別が持ち込まれる。認可保育所、認可外保育所を貫く基準改善の取り組みが求められる。

4、保育料負担について

保育料については、応能負担と現行の負担水準と国会で答弁しているが、具体的な設定はこれからである。

5、短時間保育時間の導入でバラバラ保育に

短時間保育の制度化により、保護者の就労時間帯で送り迎えがバラバラになる。国会答弁では子どもたちが一緒にいるコアの時間を設定するとの答弁がされているが、子どもの出入りがバラバラになれば、保育に困難がもたらされる。今後の課題である。

6、保育の認定申請と入所申し込みの二重の負担

保護者はまず保育の認定を申し込み、認定されれば入所を申し込む二段階の手続きとなる。国会答弁では認可保育所に関しては一つの手続きにする方向が示されているが、直接契約の施設は自分で探して申し込むことになる。

7、経営の不安定化と保育士の人件費の圧縮

民間保育所は、これまでの運営費補助から利用者補助にもとづく委託費になり、経営が不安定化する。短時間保育により子どもの人数の時間による変動が職員の非正規化をすすめることになる。委託費がどのように設定されるかで大きな影響も出てくる。

8、施設整備費がなくなる

現行では新築等で国と自治体から 3/4 の補助金（施設整備費）が出ていたが、児童福祉法で保育所は補助の対象から外された。保護者の要求は認可保育所への入所であり、安心子ども基金の存続・拡充など、認可保育所の増設を保障する枠組みをどう残し拡充させるか、重大な課題である。

9、保育への企業参入・市場化の展開

幼稚園、幼保連携型・幼稚園型認定子ども園を除き、株式会社の参入が可能であり、待機児童のいる地域などで企業の参入が促進されると見なければならぬ。営利企業に公金が流れる関係で、余剰金の使途をどう規制するのか、施設の減価償却がどうあつかわれるか、制度化に向けて厳しい制限を課すことが求められる。

10、公私連携認定子ども園・公私連携保育所の制度化

市町村は、公私連携認定子ども園（株式会社は不可）、公私連携保育所（株式会社は可）に、当該施設を無償もしくは時価より安い対価で貸付又は譲渡できることを定めた。公立保育所の民営化を推進するものであり、公的保育を守る柱である公立保育所を守り拡充する取り組みの強化が求められる。

11、膨大な事務の発生

各保育所、施設においては、個人給付にかかわる請求事務、超過負担の請求などの事務、市町村においては、施設型給付も地域型保育給付も種類によって給付額も違い、人数の変動など、膨大な事務が発生する。

12、最低基準の改善

「子ども・子育て支援の充実」のために 3000 億円を投入するとしており、職員配置基準の改善など、要求を精査し、攻勢的な取り組みが求められる。

【傘下の組織や保育関係者に配信・配布してください。配信希望者は氏名と所属、「保育闘争委ニュース希望」と明記し、パソコンよりメールでお申し込みを。内容を圧縮した「携帯メールニュース」は携帯からメールでお申し込みを】